

令和2年9月2日

第102回 神戸市個人情報保護審議会

処理システムへの情報項目の追加について
(報告)

第 102 回神戸市個人情報保護審議会資料

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

【神戸市個人情報保護条例第11条第1項、類型事項（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づく報告事項】

システム名	概要	追加する情報項目	実施機関
1 庁内 GIS システム（国勢調査）	国勢調査による調査内容をより正確なものにするため、全府ファイルサーバ、PC 統合管理システム端末、府内 GIS の各システムを用いて行政データを集約した上で地図情報を加え、記入不備の調査票の補記や聞き取り調査票作成に活用することとしている。調査精度をさらに向上させるため、特別定額給付金事業における給付金申請情報の下記項目を、これらシステムの取扱い項目として加えるものである。（利用目的が同質の情報項目の追加）	【特別定額給付金申請情報】 ・住基住所 ・送付先住所	企画調整局 企画課
2 工場排水総合管理システム	公共下水道を使用する工場等の事業場のうち、排水の水質を監視する必要があるなどの条件から指定した事業場に対し、事業者から排水管理報告書として提出させると共に、排水管責任者を置くよう定めており、本システムにおいて、事業場の情報、報告書の提出状況などと共に、排水管理責任者氏名等の個人情報についても入力しデータベース化している。これに加えて排水管理責任者の連絡先電話番号（携帯電話含む）やメールアドレスを登録し、報告書の内容確認等の際、スマートフォンに連絡がとれるようにするため、項目追加を行うものである。（利用目的が同質の情報項目の追加）	・連絡先電話番号（携帯電話含む）及びメールアドレス	建設局 下水道部 計画課

神企企第1376号
令和2年8月31日

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

神戸市個人情報保護審議会 様

所管課名 企画調整局企画課

現在使用している処理システムに情報項目を追加するに当たり、神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び類型事項 個人情報を電子計算機処理することについて（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づき別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

システム名	府内GISシステム（国勢調査）
個人情報保護審議会 諮問日（直近のもの）	令和2年7月30日（第101回）
今回追加する項目の 利用開始年月	令和2年10月～
今回追加する項目の 追加理由	<p>() ① 法令又は制度の改廃に伴う追加 (○) ② 利用目的が同質の情報項目の追加 () ③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>国勢調査による調査内容をより正確なものにするため、全庁ファイルサーバ、PC統合管理システム端末、府内GISの各システムを用いて行政データを集約した上で地図情報を加え、記入不備の調査票の補記や聞き取り調査票作成に活用することとしている。調査精度をさらに向上させるため、特別定額給付金事業における給付金申請情報の下記項目を、これらシステムの取扱い項目として加えるものである。</p>
今回追加する情報項目	<p>【特別定額給付金申請情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基住所 ・送付先住所



神建下計第377号
令和2年8月24日

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

神戸市個人情報保護審議会 様

所管課名 建設局下水道部計画課

現在使用している処理システムに情報項目を追加するに当たり、神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び類型事項 個人情報を電子計算機処理することについて（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づき別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

システム名	工場排水総合管理システム
個人情報保護審議会 諮詢日（直近のもの）	平成5年6月18日（第15回） (ただし、「神戸市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」第13条の規定に基づく神戸市個人情報保護審議会。神戸市個人情報保護条例附則第4項による審議会意見聴取みなし案件)
今回追加する項目の 利用開始年月	令和2年9月～
今回追加する項目の 追加理由	<p>(<input type="checkbox"/>) ① 法令又は制度の改廃に伴う追加 (<input checked="" type="radio"/>) ② 利用目的が同質の情報項目の追加 (<input type="checkbox"/>) ③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>下水道法及び神戸市下水道条例により、公共下水道を使用する工場等の事業場のうち、排水量が多い、あるいは、排水の水質を監視する必要があるなどの条件から指定した事業場に対し、事業者から排水の水質を測定した結果等を排水管理報告書として提出させると共に、排水管理責任者を置くよう定めている。本システムにおいて、事業場の情報、報告書の提出状況などの事業者情報と共に、排水管理責任者氏名等の個人情報についても入力しデータベース化しているが、これに加えて排水管理責任者から任意で提供された連絡先電話番号（携帯電話含む）やメールアドレスを登録可能とし、報告書の内容確認等の際、スムーズに連絡がとれるようにする。</p>
今回追加する情報項目	・連絡先電話番号（携帯電話含む）及びメールアドレス